

第二期特定健康診査等実施計画（一部抜粋）

計画策定にあたって

平成20年4月から開始された特定健康診査・特定保健指導は、国の方針により40歳以上75歳未満の被保険者を対象に実施することが義務化された。

本計画は、第一期特定健康診査等実施計画（平成20年度から平成24年度）に基づく実施結果を踏まえ、新たに第二期計画（平成25年度から平成29年度）を策定したものである。

第1章 京都府建設業職別連合国民健康保険組合における現状

1. 特定健康診査等の対象者

被保険者数は、平成24年4月1日現在で、6,962人である。

また、特定健康診査及び特定保健指導の対象となる40歳以上75歳未満の被保険者数は、3,666人で全体の約53%を占めている。

2. 特定健康診査・特定保健指導事業の現状

特定健康診査対象者には毎年6月に受診券を配付し、京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、福井県、三重県の集合契約Bに参加する医療機関及び個別契約を締結している医療機関に委託して実施している。

また、特定保健指導は特定健康診査の結果、一定の基準により、生活習慣改善の必要のある者に対して実施している。

（1）特定健康診査の実施状況

特定健康診査における年齢別受診率（％）

	20年度			21年度			22年度			23年度		
	男性	女性	全体									
40～49歳	32.7	22.1	28.0	30.5	21.5	26.5	39.7	23.2	32.5	43.2	30.2	37.6
50～59歳	33.6	27.3	30.8	31.0	22.4	27.1	36.0	25.7	31.5	42.5	32.8	38.2
60～69歳	35.6	29.3	32.8	32.9	26.3	29.9	41.0	35.1	38.3	45.5	35.3	40.7
70～74歳	28.0	20.5	24.8	26.1	19.0	23.0	36.4	25.4	31.8	45.3	30.6	39.3
組合計	33.5	25.9	30.1	31.1	23.2	27.6	38.9	28.4	34.3	44.0	32.7	39.0

※法定報告結果より

（2）特定保健指導の実施状況

特定保健指導における年齢別実施率（％）

	20年度			21年度			22年度			23年度		
	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
40～49歳	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0	3.3	1.4	10.0	2.5	9.8	10.0	9.8
50～59歳	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	2.2	6.5	0.0	5.2	14.8	22.2	15.9
60～69歳	0.0	0.0	0.0	1.9	0.0	1.6	5.6	11.1	6.9	20.7	29.4	22.7
70～74歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	6.7	22.2	0.0	22.2
組合計	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0	2.2	4.4	6.7	4.9	14.8	22.2	15.9

※法定報告結果より

第2章 達成しようとする目標

1. 目標の設定

本計画の実行により、平成29年度までに特定健康診査受診率70%、特定保健指導実施率30%を達成することを目標とする。

2. 特定健康診査・特定保健指導の目標値

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌基準をもとに、第一期特定健康診査実施計画の受診率の状況を参考に、当組合における目標値を以下のとおり設定する。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査受診率	45%	50%	55%	60%	70%
特定保健指導実施率	20%	20%	25%	25%	30%

第3章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

1. 特定健康診査

(1) 実施体制

- ア. 集合契約Bを締結した医療機関で実施する。
- イ. 当組合と個別に契約を締結した医療機関で実施する。

(2) 実施項目

- ア. 基本的な健診項目
 - a) 質問項目
 - b) 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積））
 - c) 理学的検査（身体診察）
 - d) 血圧測定、血液化学検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
 - e) 肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP））
 - f) 血糖検査（原則として空腹時血糖を測定し、必要に応じてHbA1cを実施する。）
 - g) 尿検査（尿糖、尿蛋白）
- イ. 詳細な健診の項目
 - 一定の基準の下、医師が必要と判断したものを選択
 - a) 心電図検査
 - b) 眼底検査
 - c) 貧血検査

(3) 実施時期

特定健康診査は、毎年6月から翌年3月31日を実施期間とする。
但し、健康診査の種別により実施期間が異なる。

(4) 受診方法

期間内に受診券及び保険証を持参の上、当組合が指定する医療機関等で受診する。

(5) 周知・案内方法

- ア. 健診の実施
 - 毎年6月に対象者一人一人に受診券を送付し、特定健康診査の実施を周知する。
- イ. 受診勧奨
 - 受診券送付後、一定の期間が経過した時点で、未受診者に対し受診勧奨を行う。

ウ. 健診結果

健診結果については、健診機関より受診者本人に直接伝える。

(6) 受診率向上のための対策

- ア. 保健師及び管理栄養士による電話での受診勧奨。
- イ. 未受診者に対するハガキでの受診勧奨。

(7) 特定健康診査以外の健診受診者のデータ収集方法

受診結果を書面で提出してもらうなど受診結果の収集を行う。

(8) 特定健康診査データの保管及び管理方法

特定健康診査に関するデータは、国の定める電子的標準様式により原則5年間保存することとし、管理及び保管については、国保連に委託する。

2. 特定保健指導

(1) 実施体制

- ア. 集合契約Bを締結した医療機関で実施する。
- イ. 当組合と個別に契約を締結した医療機関で実施する。

(2) 実施内容

実施内容は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第3章に記載されている内容とする。

(3) 実施時期

特定保健指導は、通年実施する。

(4) 指導方法

期間内に利用券及び保険証を持参の上、当組合が指定する特定保健指導実施機関で保健指導を受ける。

(5) 周知・案内方法

- ア. 特定保健指導の開始
特定保健指導の対象者ごとに特定保健指導利用券を送付し、指導の開始を周知する。
- イ. 利用勧奨
利用券送付後、一定の期間が経過した時点で利用申し込みがない対象者に対し利用勧奨を行う。勧奨方法については、対象者を初回面談につなげられるような方法を考慮する。

(6) 実施率向上のための対策

保健師及び管理栄養士による電話での利用勧奨。

(7) 特定保健指導データの保管及び管理方法

特定保健指導に関するデータは、国の定める電子的標準様式により原則5年間保存することとし、管理及び保管については、国保連に委託する。

(8) 特定保健指導対象者の選定方法

特定保健指導は、原則として全ての対象者に実施することとする。

以上